

西光寺永代供養規約

(維持・管理)

第1条 西光寺合同墓は 西光寺住職がこれを維持・管理する

(使用者資格)

第2条 合同墓の使用者は原則として西光寺門信徒に限る。

(納骨)

- 第3条
- 1 袋に遺骨を納める(骨壺では納骨しない)
 - 2 納骨は人骨に限り、遺骨以外の副葬品等は納めない
 - 3 納骨の際は、市町村長の発行する火葬許可証又は改葬許可証を提出しなければならない
 - 4 一旦納骨された遺骨の返還は 原則としてできない

(申し込み)

- 第3条
- 1 申込者は使用に際し 当規約を遵守しなければならない
 - 2 申し込みは所定の申込用紙に必要事項を記入し署名捺印の上納骨料を添えて申し込む

(永代供養懇志)

- 第4条
- 1 合同墓に納骨するときは 申込時に一体の遺骨につき、納骨料を進納する
 - (1) 納骨料は一体につき 金5万円とする
 - (2) 親族等の納骨で 納骨を限りとして西光寺門信徒ではなくなる場合。
永代供養を含めて懇志金を納める。(懇志金は金50万円～)
**※合同墓に納骨する場合、永代供養料に加えて別途納骨料が発生しますので
ご注意ください。(例: 一体を納骨する場合 50万円～ +5万円=55万円～)**
合同墓に関する規約は別途「西光寺合同墓管理規約」をご覧ください。
 - (3) 一旦納入された永代使用懇志は 理由の如何を問わず返還されない

(儀礼)

- 第5条
- 1 法要・勤行の儀礼は、管理者が浄土真宗本願寺派の教義に従って行うものとし
異なる宗教・宗派による方法では行うことができない
 - 2 管理者は、春秋彼岸・お盆、及び使用者の 依頼に応じて勤行する

(管理者の管理責任外)

- 第6条
- 1 天災地変による不可抗力による損害は「管理者の責任外のことである
 - 2 第三者の故意・過失による損害について管理者はその責任を負わない

(その他)

- 第7条
- 1 本規約は時代変遷に伴い 管理者が見直し改定する
 - 2 墓地理葬法に関する現行法が改正された場合 及び本規約の改正が必要となった場合は
管理者が本規約を改正する

(附則)

本規約は 2024(令和6年) 9月 17日より施行する